

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年3月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900268 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000079 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 12 年 3 月の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 12 年 3 月の標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

請求者の A 社における平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 16 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 16 年 5 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 12 年 3 月、平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 16 年 5 月から同年 8 月までの第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額 (第三欄 (平成 12 年 3 月については第二欄) に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 3 月	26 万円	—	38 万円
平成 12 年 4 月から平成 13 年 8 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 13 年 9 月	30 万円	38 万円	—
平成 13 年 10 月	30 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 11 月及び同年 12 月	30 万円	36 万円	41 万円
平成 14 年 1 月	30 万円	38 万円	41 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	30 万円	41 万円	—
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	30 万円	38 万円	44 万円
平成 15 年 4 月から同年 8 月まで	30 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 9 月から平成 16 年 4 月まで	30 万円	41 万円	—
平成 16 年 5 月から同年 8 月まで	30 万円	38 万円	41 万円
平成 16 年 9 月から平成 17 年 9 月まで	30 万円	38 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 12 年 3 月 16 日から平成 17 年 10 月 1 日まで
② 平成 17 年 10 月 1 日から平成 22 年 4 月 1 日まで
③ 平成 23 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで

A社及びB社に勤務していた期間に給与から控除されている厚生年金保険料額と年金記録の標準報酬月額が相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①（次の表の第一欄に掲げる期間）のうち、平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの期間については、請求者が提出したA社に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合である。

したがって、平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 12 年 3 月	26 万円	—	38 万円
平成 12 年 4 月から平成 13 年 8 月まで	26 万円	38 万円	—
平成 13 年 9 月	30 万円	38 万円	—
平成 13 年 10 月	30 万円	38 万円	41 万円
平成 13 年 11 月及び同年 12 月	30 万円	36 万円	41 万円
平成 14 年 1 月	30 万円	38 万円	41 万円
平成 14 年 2 月から同年 9 月まで	30 万円	41 万円	—
平成 14 年 10 月から平成 15 年 3 月まで	30 万円	38 万円	44 万円
平成 15 年 4 月から同年 8 月まで	30 万円	41 万円	44 万円
平成 15 年 9 月から平成 16 年 4 月まで	30 万円	41 万円	—

平成 16 年 5 月から同年 8 月まで	30 万円	38 万円	41 万円
平成 16 年 9 月から平成 17 年 9 月まで	30 万円	38 万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成 12 年 4 月から平成 17 年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間①のうち、平成 12 年 3 月については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

請求期間①のうち、平成 13 年 10 月から平成 14 年 1 月まで、平成 14 年 10 月から平成 15 年 8 月まで及び平成 16 年 5 月から同年 8 月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、上記 1 の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄（平成 12 年 3 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄（平成 12 年 3 月については第二欄）に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間②及び③については、前述のとおり、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、厚生年金保険料控除額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回っている場合であるところ、請求者が提出した B 社に係る給与明細表及び預金通帳並びに C 銀行が提出した請求者の請求期間②及び③に係る預金取引明細及び D 市が提出した請求者に係る平成 21 年度（平成 20 年所得分）から平成 25 年度（平成 24 年所得分）までの課税資料により確認又は推認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900343 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000080 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 17 年 5 月及び同年 12 月から平成 21 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 17 年 5 月及び同年 12 月から平成 21 年 8 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 17 年 5 月及び同年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 17 年 5 月及び同年 12 月から平成 21 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 9 月から平成 19 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 17 年 5 月	17 万円	22 万円	—
平成 17 年 12 月	17 万円	28 万円	—
平成 18 年 1 月	17 万円	26 万円	—
平成 18 年 2 月から同年 4 月まで	17 万円	28 万円	—
平成 18 年 5 月から同年 8 月まで	17 万円	22 万円	—
平成 18 年 9 月から平成 19 年 4 月まで	20 万円	22 万円	30 万円
平成 19 年 5 月から同年 8 月まで	20 万円	26 万円	30 万円
平成 19 年 9 月から平成 20 年 1 月まで	20 万円	26 万円	—
平成 20 年 2 月から同年 8 月まで	20 万円	30 万円	—
平成 20 年 9 月から平成 21 年 8 月まで	28 万円	30 万円	—

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間：平成17年4月1日から平成21年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額について、厚生年金保険料の納付額が実際の給与明細書の厚生年金保険料の控除額と相違しているのが、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成17年5月及び同年12月から平成21年8月までの期間（次の表の第一欄に掲げる期間）については、A社が提出した賃金台帳、請求者が提出した給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、次の表の第二欄に掲げるオンライン記録により確認できる請求期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成17年5月及び同年12月から平成21年8月までの標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成17年5月	17万円	22万円	—
平成17年12月	17万円	28万円	—
平成18年1月	17万円	26万円	—
平成18年2月から同年4月まで	17万円	28万円	—
平成18年5月から同年8月まで	17万円	22万円	—
平成18年9月から平成19年4月まで	20万円	22万円	30万円
平成19年5月から同年8月まで	20万円	26万円	30万円
平成19年9月から平成20年1月まで	20万円	26万円	—
平成20年2月から同年8月まで	20万円	30万円	—
平成20年9月から平成21年8月まで	28万円	30万円	—

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年5月及び同年12月から平成21年8月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成17年5月及び同年12月から平成21年8月までの期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成18年9月から平成19年8月までの期間については、請求者が提出した給与明細書により、平成18年の定時決定の基礎となる同年4月から同年6月までの報酬月額が確認できるところ、当該定時決定の標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、平成18年9月から平成19年8月までの標準報酬月額について、上記1の表の第三欄に掲

げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、前述の賃金台帳及び給与明細書によると、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成17年4月及び同年6月から同年11月までの期間については、A社は平成18年以前の賃金台帳を保管しておらず、請求者の請求期間における住所地であるB市及びC市は、保存期間が過ぎているため、請求期間に係る課税資料等はない旨回答しており、請求者自身も平成17年4月及び同年6月から同年11月までの期間に係る給与明細書等を所持していないところ、D銀行が提出した請求者に係る預金取引明細の入金履歴により、A社からの給与の振込金額が確認できるものの、記載された振込金額からは、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の平成17年4月及び同年6月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成17年4月及び同年6月から同年11月までの期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000037 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000081 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 18 年 3 月から平成 20 年 1 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 18 年 3 月から平成 20 年 1 月まで (次の表の第一欄に掲げる期間) の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 3 月から平成 20 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 3 月から平成 20 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 18 年 3 月の標準報酬月額並びに B 社における平成 20 年 2 月から平成 21 年 1 月まで及び平成 22 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額を訂正することが必要である。

請求者の A 社における平成 18 年 3 月の標準報酬月額については、次の表の第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とし、B 社における平成 20 年 2 月から平成 21 年 1 月まで及び平成 22 年 1 月から同年 3 月までの標準報酬月額については、次の表の第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とする。

平成 18 年 3 月の訂正後の標準報酬月額 (第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)、平成 20 年 2 月から平成 21 年 1 月まで及び平成 22 年 1 月から同年 3 月までの訂正後の標準報酬月額 (第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成 18 年 3 月	24 万円	30 万円	36 万円
平成 18 年 4 月から平成 20 年 1 月まで	24 万円	36 万円	—
平成 20 年 2 月から平成 21 年 1 月まで	32 万円	—	38 万円
平成 22 年 1 月から同年 3 月まで	22 万円	—	32 万円

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 10 年 1 月 1 日から平成 11 年 5 月 1 日まで

- ② 平成12年8月10日から平成15年11月11日まで
- ③ 平成15年11月11日から平成16年4月1日まで
- ④ 平成16年4月1日から平成18年3月6日まで
- ⑤ 平成18年3月6日から平成20年2月1日まで
- ⑥ 平成20年2月1日から平成22年4月23日まで

B社に勤務していた請求期間①、②、④及び⑥、C社に勤務していた請求期間③並びにA社に勤務していた請求期間⑤の給与から控除されていた厚生年金保険料額と年金記録の標準報酬月額に見合う保険料額が相違しているため、実際に控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間⑤について、A社は、平成22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の届出状況等についての問い合わせに対し元代表取締役からは回答を得られないものの、同社の合併先であり承継事業所であるB社が提出した請求者に係る賃金台帳、D銀行が提出した預金取引明細（以下「預金取引明細1」という。）及びE銀行が提出した預金取引明細（以下「預金取引明細2」という。）の当該期間に係る給与の振込金額により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、次の表の第一欄に掲げる平成18年3月から平成20年1月までの標準報酬月額については、前述の賃金台帳及び預金取引明細により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とすることが必要である。

平成18年3月から平成20年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
平成18年3月	24万円	30万円	36万円
平成18年4月から平成20年1月まで	24万円	36万円	—
平成20年2月から平成21年1月まで	32万円	—	38万円
平成22年1月から同年3月まで	22万円	—	32万円

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、承継事業所の事業主は、請求者の平成18年3月から平成20年1月までの期間について、請求者の請求どおりの標準報酬月額に係る届出を行っておらず、厚生年金保険料（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の平成18年3月から平成20年1月までの期間に係る厚生年金保険料（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間⑤のうち、第一欄に掲げる平成18年3月については、前述の賃金台帳により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額及び

前述1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第三欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

また、請求期間⑥のうち、第一欄に掲げる平成20年2月から平成21年1月まで及び平成22年1月から同年3月までの期間については、前述の賃金台帳により、厚生年金保険被保険者資格取得時の平成20年2月並びに平成20年及び平成21年の定時決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額が確認できるところ、平成20年2月及び当該定時決定の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額については、第二欄に掲げる金額から第四欄に掲げる金額とすることが必要である。

なお、平成18年3月、平成20年2月から平成21年1月まで及び平成22年1月から同年3月までの期間については、前述の賃金台帳により、請求者は、第四欄に掲げる訂正後の標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成18年3月分については第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第1条第1項には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（第二欄に掲げる訂正前の標準報酬月額（平成18年3月分については第三欄に掲げる訂正前の標準報酬月額）を除く。）として記録することが必要である。

- 3 請求期間①、②、③及び④については、B社は、請求期間①、②及び④に係る平成18年以前の賃金台帳を処分しており、C社とは合併もしておらず、別会社になり、C社の資料は引き継いでいない旨回答している上、C社は、平成26年10月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元代表取締役は所在不明のため、請求期間③に係る厚生年金保険の届出状況等について、回答を得ることができない。

また、請求期間①、②、③及び④における請求者の住所地であるF市は、保存年限経過のため当該期間に係る課税資料を保管していない旨回答しており、請求者自身も給与明細書等を所持していないところ、前述の預金取引明細1の入金履歴により、給与の振込金額が確認できるものの、記載された振込金額からは各月の厚生年金保険料控除額及び報酬月額について確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

一方、請求期間⑥については、前述の賃金台帳により、記載されている当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③、④及び⑥において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 請求期間⑤のうち、平成18年4月から平成20年1月までの期間については、前述の賃金台帳により、平成18年及び平成19年の定時決定の標準報酬月額の基礎となる平成18年及び平成19年の4月から6月までの報酬月額が確認できるところ、平成18年及び平成19年の定時決定の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回るものの、前述1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、請求期間⑥のうち、平成21年2月から同年8月までの期間については、平成21年2

月の随時改定の基礎となる平成 20 年 11 月から平成 21 年 1 月までの報酬月額が確認できるところ、平成 21 年 2 月の随時改定に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることが確認できる。

これらのことから、請求期間⑤のうち、平成 18 年 4 月から平成 20 年 1 月までの期間及び請求期間⑥のうち、平成 21 年 2 月から同年 8 月までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正は認められない。

なお、請求期間⑥のうち、平成 21 年 9 月から同年 12 月までの期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は年金事務所に対し当該期間に係る報酬月額の訂正届を提出し、オンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額（32 万円）は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されているところ、前述の平成 21 年定時決定に基づく標準報酬月額（32 万円）はオンライン記録と同額であることが確認できることから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定による記録の訂正を行う必要はない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900276号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2000015号

第1 結論

平成3年*月から平成4年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除され、追納した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年*月から平成4年3月まで

請求期間について、学生だった私に代わり、父が私の国民年金保険料の免除を行い、その後、国民年金保険料を遡って一括で納付してくれたが、国の記録によると、請求期間に係る国民年金保険料の納付記録がない。

請求期間に係る私の国民年金保険料を納付したことを父は記憶しているので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除手続及び追納を当時A町役場に勤務していた父親が行ってくれたから請求期間に係る国民年金の記号番号はあり、父親が妹の分だけ国民年金保険料を納付することはない旨主張しており、請求者の父親は、請求者に係る国民年金保険料の免除手続や追納に係る書類に記載した内容、納付した場所を記憶していないが、平成3年頃にA町役場において免除手続を行い、その後の平成8年頃に請求期間に係る国民年金保険料を遡って一括して納付した旨回答している。

基礎年金番号が導入された平成9年1月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、学生が国民年金の強制加入対象とされた平成3年4月以降に、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を免除され追納するためには、請求期間当時の免除制度において、国民年金保険料の免除が承認される期間の始期は申請のあった日の属する月の前月からとされていることから、平成3年*月までに請求者に対する国民年金の記号番号の払出し及び免除申請が必要となる。

しかしながら、請求者の年金記録については、オンライン記録によると、請求者が平成4年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した際に払い出されていた厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号(平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号)として付番され管理されているところ、日本年金機構は、国民年金手帳番号払出簿を確認したが、請求者に対する国民年金の記号番号の払出しを確認することができない旨回答しており、オンライン記録により、請求者に係る国民年金の記号番号を確認したが、請求者に対して国民年金の記号番号が払い出された形跡はない。

また、日本年金機構は、請求者の国民年金保険料の免除申請及び追納について資料を保管し

ていない旨回答しており、請求者が請求期間において住所を定めていたA町と合併したB市は、当時の国民年金の記号番号に係る資料、免除申請の受付状況を確認できる資料等を保管していない旨回答しているほか、請求期間の一部期間において請求者が住所を定めていたC市は、市外転出後保管期間5年経過した国民年金被保険者記録を保管していない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除され追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除され追納されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除され追納していたものと認めることはできない。